

Title	藤井昇三著『孫文の研究： とくに民族主義理論の発展を中心として』
Sub Title	S. Fujii : A study of Sun Yet-sen : with particular emphasis on his theory of Chinese nationalism
Author	山田, 辰雄(Yamada, Tatsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.10 (1966. 10) ,p.104- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19661015-0104

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

する沿岸国に、その権能を拒否するのは不正であり、しかも非論理的であるという。このような場合の解決策は、国際社会の一般的利益を考慮し、その要求が合理的である限度で、沿岸国に領海の拡大を認め、あるいは特別権能 (specialized competence) を与えることを、アマドールは示唆している。特別権能が、排他性を以て認められる条件として、アマドールは、沿岸国の利益が、既得権になつていない単純な国際社会の一般的利益に明らかに優越していること、第三国の国民による漁業活動の排除が、漁業資源の保存の面から正当化されることであるという。沿岸国の特殊権能は、結局、沿岸国の特別な利益と国際社会の一般利益との比較衡量によつて、一般利益からの条件づけに従つて、場合により沿岸国に排他的権利を与え、場合により優先的権利を与える内容に展開されている。沿岸国の特別な利益と国際社会の一般利益との比較衡量において、海洋国の潜在的利益は無視され、沿岸国の利益が重視されている。同じ趣旨の沿岸国の特別利益の擁護の規定は、漁業および公海漁業資源の保存に関する条約にも導入された。著者アマドールのみならず、トルーマン宣言以来、海洋資源の保存に関連した多くの論考は、現代世界の現実を基礎とした法の新しい概念に、海洋法の古い観念はその途をゆずるべきであると主張されてきた。法に対する経済的・社会的事実の優位を主張する点において、アマドールの学説も戦後の学説の傾向を反映している。アマドールが、国際法委員会で積極的に推進しようとした沿岸国の特別利益ないし特別権能の提案が、すべて条約として具体化された訳ではない。しかし条約において、公

海漁業資源の保存に関して沿岸国が海洋国よりも優位な地位をもつに至つたことは認めなければならない。

公海漁業資源の保存に関して何故に沿岸国が海洋国よりも優位する地位におかれなければならないのか、何故に平等な地位におくことが、不正であるのか。この疑問に対して、著者は、事実ないし事態の変化を以て説得しようとしている。それは疑問に対する解答にならないといえればそれまでであるが、漁業および公海の生物資源の保存に関する条約の草案の起草者の筆になるものとして、一読に価値するように思われる。

(中村 迷)

藤 井 昇 三 著

『孫文の研究——とくに民族主義理論の
発展を中心として——』

一

本書は、日中関係を中心に展開された、孫文の民族主義理論発展の研究である。

著者の視角

「日中両国の眞の民衆的提携」(二八五頁)

著者は、「孫文の革命路線はその晩年において、戰術的な面においてはもちろんであるが、さらにその根本にある革命思想および戰略の面においても、大きな転換をとげたと考える」(三一―四頁)。この革命路線転換の内容こそが、中国民衆の力に対する認識の深化、その大衆を基盤とする反帝國主義的民族主義であつた。ここで著者が孫文の革命路線転換の指標として民衆基盤の形成を考えていることは、日中兩國の「民衆的提携」という著者の視角と無関係ではない。

問題の所在

以上の視角から、著者は、孫文の民族理論發展に関して、つぎの三つの問題を提起する。

(一) 孫文の民族主義理論転換の時期およびその契機。
(二) 「孫文の革命路線の転換の具体的表現として連ソ政策が採用されたことによつて、孫文の民族主義理論も基本的に變化を遂げたのか否かという問題」。

(三) 「孫文の民族主義理論の最終的到達点としての、一九二四年の大アジア主義講演において孫文が真に意図したものは何であつたか」、その意図はかれの民族主義理論の發展といかなる関係にあるのか。

以上、著者が提起された三つの問題を、政治思想と政治行動との関係において、孫文思想評価の問題とからみあわせて検討してみたいと思う。

二

まず第一に、孫文の民族主義理論転換の時期にかんする問題からはじめよう。孫文は、太平天国崩壊直後の一八六六年に広東省に生れ、一八八四年の清仏戦争以来革命運動に入る決意をしたといわれている。一九世紀末の清朝は、日清戦争における敗北・戊戌の政変による混乱・義和団などの事件にみられるように、その支配の基礎はますます崩壊に近づきつつあつた。一八九五年の広東拳兵、一九〇〇年の惠州拳兵は、いずれもこれらの事件に乗じて孫文一派がひきおこしたものであつたが、それらはいずれも失敗に帰した。著者はここで、孫文が清朝政権打倒のために日本に援助を求めたことと、それに対応して日本側からも孫文に対する援助のあつたことを明らかにする。著者の設定では、この時期の日本には孫文の革命運動を援助する三つの潮流があつた。第一は、「膨脹主義的國權擴張主義者」であり且つ狂信的な天皇制の支持者である「頭山滿、内田良平らの率いる玄洋社ないし黒龍会系の諸団体」であり、第二は、「主観的には自由民権の立場に立ちながらも客観的には日本の膨脹主義的大陸發展を否定するものではない宮崎(滔天)らの民権的自由主義者」であり、第三は、「自由主義的な側面を有しつつも基本的に国家主義者である犬養、大隈らの議會政治家」であつた。一九〇五年の中国革命成立の頃になると、日本側の孫文援助体制に變化があらわれてくる。すなわち、「思想的に最も深く孫文に共鳴する宮崎」らの民権的自由主義者は、日本国内でその政治的・財政的

基盤を失い、それにかわつて第一の国権拡張を目ざす右翼系諸団体の勢力が抬頭してきた。中国革命同盟会成立にあつて、玄洋社・黒龍会系の諸団体が大きく関与していたことは、右翼勢力抬頭の一例としてあげることができる。これ以後、一九一一年の辛亥革命にいたるまでに、中国革命同盟会は清朝支配に対する一連の武装蜂起を試みた。この間の孫文は、基本的には日本の前記三グループに清朝打倒の援助を期待しながらも、徐々にではあるが、日本政府および民間右翼への不信を増していつた。一九〇七年に武器購入の全権を宮崎一人に委任したこと、一九一〇年末から一九一一年初頭にかけて宮崎に送つた書簡のなかで、孫文が日本の韓国併合を非難していることは、そのあらわれであると著者は指摘する。

辛亥革命の成功によつて、孫文の革命の対象は清朝から袁世凱の支配に転じたにもかかわらず、「その対日依存の方針には変化がみられず、「ひたすら反動的日本軍閥及び利権獲得に狂奔して對華進出を企図する日本実業家に救援を求め」、国内の労働大衆、都市ブルジョアを味方にひき入れることはなかつた。この態度は、第一次世界大戦の混乱に乗じて、日本政府が中国に対しておこなつた二十一カ条要求に対する孫文の反応のなかに貫かれている。彼は討袁の見地から日本への接近を試みるとともに、第一次世界大戦で中国はイギリスと手を結んでドイツに宣戦すべきでなく、日本、アメリカと提携することによつて中立的態度をとるべきであると主張した。これを要するに、一九一九年以前の孫文の民族主義の構造は、国内の大衆に革命運動の基盤を求めることなく、基本的には日本の

政府・民間勢力の援助に期待しながら、国内の封建的清朝支配、その後をうけつた袁世凱・諸軍閥政権の支配を転覆しようとしていた、と著者は考えていたことができるであらう。

孫文の親日的態度は、一九一九年二月から五月にかけて開かれた南北和平會議を契機として転換しはじめた。この會議は、北京の軍閥政権と広東を中心とする南方革命政権とのあいだで妥協をはかることによつて中国を統一しようとする、日本政府を中心とする列国の勧告に基いて開かれたものであつた。しかし、この會議の間も、軍事協定にもつづいた参戦軍編成、参戦借款交付にみられるような原内閣の北方軍閥政権援助は止まず、日本政府の表面における中国不干渉と裏面における軍閥操縦政策は、孫文をして反日に追いやつたのである。孫文の親日から反日への転換に対応して、日本においても民衆的要素をもつた大正デモクラシー運動が進展しており、孫文がこの運動のなかに日本政府・軍部に対立する要素を発見したことはたしかであり、この発見は、五四運動において孫文が革命の担い手として民衆の力に覚醒したことと無関係ではなかつた。従つて、著者は孫文の民族主義理論の転換を、大衆に基礎をおいた親日から反日への転換、さらには外国帝国主義依存の放棄への出発として把握しているといふことができる。著者は、孫文の革命路線の転換の時期について、つぎのように述べている。「前期から後期(前期―五四運動以前、後期―五四運動以後)へ移動する転換点は、右の区分によれば五四運動であり、基本的にはこれが正しいが、とくにかれの民族主義についていうならば、五四運動の前後に

またがる南北和平会議もかれの思想的転換を促した重要な一因であることを同時に指摘せねばならない。」(二八頁)

ここで、孫文民族主義理論転換の時期にかなする著者の把握の仕方を取上げて見たい。前述したように、孫文の民族主義の転換を、著者は親日から反日への転換としてとらえ、そのかぎりにおいて、南北和平会議はこの転換を促す契機となつたと主張している。このとらえ方には若干の疑問を感じさせるものがある。たしかに、著者の指摘されるように、一九一九年以前の孫文の革命路線は、帝国主義的意図に満ちた日本政府に依存しながら、北京軍閥専横、その背後にある列強の支配を打倒しようとするものであつた。その意味において、かれの民族主義理論は、一方の帝国主義に対するに、他の帝国主義に依存するという方式であつたといえる。この民族主義の構造は、一九一九年において変化したであろうか。著者も指摘されるように、南北和平会議、五四運動において、孫文が直面した民族革命の対象が日本であつたことは、かれの民族主義の反日的傾向を強化したことはたしかであるが、それとは反比例的に親米的傾向を助長し、かれをして、「我が国若シ米國ト連合スレバ日本ハ懼ルルニ当ラナイ」(一九一九年、「山東問題ニ対スル意見」と云わしめているのである。さらに、孫文が英文による宣伝を主張していたことも、(一九二〇年一月二十九日「海外國民同志へ」)米英への接近の試みと考えることができる。すなわち私は、一九一九年から二〇〇年の段階においても、孫文の民族主義の構造は、いぜんとして日本に対するにアメリカに依存するというかたちをとり、それは基本的に

は帝国主義の力の均衡のうえで自己の民族革命を遂行しようとする方式であり、一九一九年以前と本質的に変化していない、と考えるのである。むしろその民族主義の論理構造の変化の契機を求めるとするならば、それはソ連との結合をまたなければならぬ、というのが私の見解である。この問題は、著者の提起された第二の問題との関連で後述することにする。

さらに、一九一九年を契機に転換した民族主義の担い手としての民衆に対する孫文の認識の分析が、必ずしも充分とはいえないように思われる。著者は、孫文が大正デモクラシー運動のなかに、「国内のみならず相互に隣国における民衆の要素」を見出したことは、「孫文の日本観の転換における、そして同時にかれの革命路線の歴史的転換期における、日中兩國国民の眞の提携の、孫文の生涯を通じて、最初にして最後の機会であつた」と考えている。著者はここで、孫文の民衆認識の契機を対外的要因にのみ求めているのであるろうか。もちろんそうではない。著者も、五四運動における民衆的エネルギーの爆発が、孫文の民衆認識に大きな影響をあたえたことは否定していないが、その認識の過程に対する分析が欠けていると思われるのである。簡単に云えば、五四運動以後の大衆運動、とくに労働運動の発展が孫文の民衆に対する認識を目ざめさせ、その後のソ連との接触(例えば、一九二一年末マリーリンが孫文に会い、労働大衆を基礎とする大衆的政党の必要性を説いたこと)によつて、かれの民衆認識が深化していった過程の分析を望みたい。

ここで私が主張したいことは、転換後の孫文の民族主義の構造

を、民衆的基盤のうえにたつて、中国に利権をもつ列強全体を帝國主義として民族主義の対象として把握するなら、その転換点は、民衆認識においては五四運動であり、反帝國主義の認識は、帝國主義と結合した軍閥陳炯明の叛乱のあつた一九二二年六月以後に生れた、と考えるべきであるということである。その証拠に、孫文は、一九二二年六月の『徐世昌退職後ノ對外宣言』において、中国が「列強ノ植民地ノ地位」にあることを認め、はじめて列強全体に對して、中国の國際的地位の平等を恢復することを要求したのである。従つて、大衆的基盤を認識することによつて反帝國主義の性格をもつようになった孫文の民族主義理論轉換の契機は、一九一九年の五四運動にあつたのであり、その構造的轉換は一九二二年六月の陳炯明の叛乱以後にあつたと考えるべきではなからうか。一九一九年の南北和平會議は、孫文の民族主義の対象を主としてイギリスから日本へ變化させたが、いぜんとして帝國主義の勢力均衡のうえに立つて民族革命を遂行しようとしていたという意味において、孫文の民族主義理論の構造的轉換への契機であつた、とはいえないように思われる。著者も、南北和平會議が孫文の民族主義轉換の唯一の契機であつたと主張されているのではなく、先に引用したように、「重要な一因」であつたと考えられている。人間の思想がただ一つの事件によつて變化するとなつて考えることはかならずしも妥当ではないが、一定量の經驗が蓄積されたとき、ある政策が質的、構造的に變化しうることが当然考えてしかるべきことであり、この意味において、ここにおいても孫文の民族主義理論の轉換を画定する事実が求

められなければならない。くりかえし述べたように、著者は、南北和平會議を孫文の民族主義理論轉換の一つの要因として、他の諸要因との並列的關係でとらえていることは、反帝國主義的民族主義の構造のとらえ方、とくに後述するソ連との關係において問題となることである。そこでつぎに、著者の提起された第二の問題である連ソ政策の評価を検討することにしよう。

著者は連ソ政策をつぎのように評価している。「一九二四年において社会主義國ソヴェトから軍事面、財政面における人的、物質的援助を得られたことによつて、従來の抽象的概念としての反帝國主義の域を脱して、實質面においても帝國主義資本への依存を払拭することが可能となつたのである。」すなわち、晩年の孫文の民族主義は、ソ連と結合することによつて反帝國主義的民族主義となつたというのが著者の見解である。この点までは私も異存はない。問題は孫文のソ連との結合のもつ意味をいかに位置づけるかである。著者は、「連ソ政策を採用するにいたるまでに、孫文の民族主義自体が變化していると考え」ており、「連ソ政策の採用は、孫文の民族主義の轉換が到達せねばならなかつた当然の帰結であつた」(五一―六頁)と主張している。連ソ政策が完成されたのは一九二四年であるが、すでにその契機は一九二一年末に孫文がボロディンと會つて、ソ連のネップのなかに自己の民生主義を見出した時に始つてゐる。この時期の孫文の民族主義は、陳炯明への依存にみられるように、基本的には帝國主義およびそれに結びついた軍閥の勢力均衡の上に立つてゐるという点で、その構造的變化は完成されていなか

た。従つて、孫文の民族主義理論が反帝國主義的性格をもつにあつてその契機となつた要因は、孫文の反帝國主義闘争における主体的經驗は否定さるべきものではないが、本質的にもまた時期的にも、ソ連との結合が最も重大な要因であつたといえるのである。私は、孫文の民族主義理論の轉換は、列國帝國主義の植民地的支配を否定するソ連との結合において、その構造的變化をとげたと考えた。その意味において、孫文の連ソ政策の採用は、かれの民族主義理論轉換の「帰結」ではなく、まさにそれは契機であり出発点であつた。ここにおいても、第一の問題点で明らかにしたように、私が大衆を基礎とし、ソ連との提携による列強全体への反対を反帝國主義的民族主義としてとらえているのに対し、著者は、一九一九年の親日から反日への轉換を民族主義理論の轉換とみるかぎりにおいて、孫文の民族主義理論の變化をその論理構造上の變化としてではなく、その対象の變化としてのみとらえようとしていることが對比されるのである。

それでは、一九二四年に到達した孫文の反帝國主義的民族主義は、「基本的な變化をとげた」のであろうか。著者はこの点についてつぎのように述べている。「民族主義と反帝國主義及び世界主義を統一的に把握し、さらにそれを國際的規模における被壓迫民族解放運動の一環として理解し得たとき、かれの革命的民主主義者としての従来の立場はもはやブルジョア民族主義の枠内に制約されたままには留まることができず、今やブルジョア民族主義の限界を一步越えて前進したのであつた。」しかしその反面、民族主義の担い手と

しての民衆、とくに勞農大衆に対する考え方は、一九二四年の「三民主義」講演にみられるように、孫文の主観的側面では、いざんとして階級調和的限界にとどまつており、そのかぎりにおいて、かれの民族主義を支える基盤はブルジョアの限界内にとどまつていた。

したがつて、孫文は主観的には、国内における階級調和的立場から民族主義を主張したのであるが、半植民地中国という条件の下でのみ、客観的には反帝國主義的「非ブルジョアの機能」を果した、と私は考える。ここに孫文の政治思想評価における主観的意図とそのもたらす客観的結果、もしくは、著者の提起された理論と実践との相關関係にかんする問題が含まれている。そして、政治思想史における思想の最終的評価は、その客観的側面においておこなわれることはいふまでもない。その意味において、私は、晩年の孫文の民族理論が變質したとする著者の見解に結論的に賛成である。しかし、その場合、先に述べたように、連ソ政策の位置づけ、および政治思想史の評価における主観的側面と客観的側面、理論と実践との區別を明確にするとともに、その相互關係を明らかにする必要があるかぎりにおいて、著者の方法に不満足な点を発見するのである。

最後に、大アジア主義論を孫文の民族主義理論發展のうえで考え、それはたんにアジアのなかの日本との無条件的提携を説いたものではなく、アジアの被抑圧民族を結集して、欧米列強の植民地支配を打倒しようとするところにその眞の意図があつた、と解する著者の立場には全面的に賛成である。

本書は著者藤井昇三氏が長年にわたつて手がけて來られたテーマ

であり、東京大学に提出した学位論文でもある。そこには既にのべて来たように私が見解を異にする箇所もあるが、長年にわたつて蒐集し、引用した資料は豊富であり、その綿密な記述と相まつて従来
の孫文研究を前進させようとする姿勢が見られる。目下台湾、中国
双方において孫文が高く評価されながらシンボルとなり過ぎてしま
つたあまり、まとまつた研究書が出版されず、むしろ、アメリカ、
ソ連にそれが見られる今日、本書は日本にのみとどまらず、世界の
孫文研究にも大きく寄与するところがあると信ずる。

(勅草書房刊・三〇二頁・二二〇〇E)

(山田辰雄)